

## 通学定期発売認定基準（抜粋）

### 【発売対象】

1. 学校教育法第1条に規定する学校
2. 学校教育法第124条に規定する専修学校及び同134条に規定する各種学校で、福岡市交通局の発売認定を受けたもの。
3. 2に掲げる教育施設以外の国公立の教育施設で、福岡市交通局の発売認定を受けたもの。

### 【発売認定基準】

1. 修業期間は、連続して12月以上となっていること。
2. 授業時間は、1年間に560時間以上を基準として定めていること。
3. 生徒の部科別の定員は、40名以上（管理者が特に認める教育施設の部科にあつては、20名以上とする。）となっていること。
4. 教育課程及び生徒数に応じた必要数の教員（最低3人以上）が置かれていること。
5. 入学期又は卒業期は、年2回以内（管理者が特に認める教育施設にあつては年3回以内とする。）であつて固定していること。
6. 学則又はこれに準ずるものに定めている入学期・卒業期以外の月に入学させ、または卒業させていないこと。
7. 1週間の授業日数は5日以上、1週間の授業時間は15時間以上となっていること。
8. 短期修業又は一部学科の専修を認めていないこと。

### 【提出書類】

1. 通学定期券発売認定申請書（※交通局様式）
2. 設立の告示又は認可書の写
3. 学則又はこれに準ずるもの
4. 学部別の生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類（学校調査票※交通局様式）
5. 1週間に行う部科別の授業科目及びその時間数を記載した書類（学校調査票※交通局様式）
6. 最寄り駅及び福岡市地下鉄の利用状況（※交通局様式）
7. その他管理者が必要と認める書類

### 【認定区間】

1. 通学のための学校最寄り駅と居住地最寄り駅の間
2. 通学のための実習箇所等最寄り駅と居住地最寄り駅の間

### 【その他】

認定を受けた内容に変更が生じた場合は、遅滞なく「学校指定変更願」を提出してください。